

1. 制定の対象

法第 14 条の 2 第 1 項に規定されている予防規程は、危険物施設の防災指針であり、事業所の形態に即した基本的な防災対策等を定めることとし、予防規程を定めなければならない製造所等は、政令第 37 条に示されている。

2. 予防規程の作成単位

事業所内に複数の予防規程作成対象施設がある場合は、事業所単位に一の予防規程に該当するすべての危険物施設を網羅して規定すること。

なお、予防規程作成対象施設以外の危険物施設も含めて規定すること。

3. 記載要領

予防規程認可申請書の記載要領は、第 2 編（P 52）を参照すること。

提出部数は、2 部とすること。

4. 制定事項

制定事項については、規則第 60 条の 2 の規定によるものとするが、基本的な制定事項としては、次の項目とする。

(1) 総括的な事項

制定目的、適用範囲者、内容の周知方法、他規程との関係及び遵守義務等に関すること。

(2) 保安管理体制

保安管理組織、施設責任者、各種監督者等の代行及び運転又は操作等に関すること。

(3) 予防管理

火気管理、運転管理、貯蔵及び取扱管理に関すること。

(4) 施設、設備管理及び工事管理

施設、設備及び工事管理に関すること。

(5) 災害対策

災害時の通報、応急対策及び地震、津波発生時の点検、応急措置等に関すること。

(6) 教育及び訓練

教育及び訓練の内容に関すること。

(7) 雑 則

関係図書、保安管理組織及び自衛消防組織図等の添付に関すること。

5. 認可等

予防規程は、危険物施設の自主保安対策を示すものであることから、危険物施設の関係者は、作成した規程が法第 10 条第 3 項の技術上の基準に適合したものか及び火災等の災害防止対策として適切であるか否かについて、市町村長の認可を受けなければならない。

また、認可を受けた規程であっても、次に掲げる（1）又は（2）に該当する場合には、当該予防規程を変更して、再度認可を受けなければならない。

なお、組織名及び個人名の変更等にあつては、差し替え処理（差し替え年月日を明確にしておくこと）とし、再度認可を受ける必要はない。

(1) 規則第 60 条の 2 に規定されている予防規程に定めなければならない事項を変更するとき。

(2) 火災予防上必要と認めるとき。